

Q：国家試験に合格しないと介護福祉士になれないの？

A：大丈夫です。平成29年4月に入学される方は、万一国家試験に合格できなくても平成31年3月卒業時には暫定的に介護福祉士になれます。

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成29年度（第30回）から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となります。なお、養成施設（本校介護福祉科等）を平成33年度末までに卒業する方は、卒業後5年間、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。平成34年度以降に養成施設を卒業する方からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできません。



つまり、専門学校を卒業して介護福祉士になるなら、今がチャンスなのです！